

一 第一復員省官制

一 第一復員官及第二復員官、任用等ニ

關スル件

右謹テ上奏ニ恭シク

聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院、議ニ付セラ

レムコトヲ請フ

昭和二十年十一月二十一日

内閣總理大臣東野訢幣原喜重郎

勅令第

號

第一復員省官制

第一條 臨時ニ第一復員省ヲ設キ本令ニ定ムルモノノ外各省官制通則ヲ適用ス

第二條 第一復員大臣ハ陸軍大臣ノ所掌シタル事項ニシテ復員及之ニ關聯スル事項ニ關スルモノヲ掌ル

第三條 大臣官房ニ於テハ通則ニ據グルモノノ外左ノ事務ヲ掌ル

- 一 史實調査ニ關スル事項
- 二 在外陸軍部隊ノ實情調査ニ關スル事項
- 三 終戦連絡ニ關スル事項ニシテ他ノ所掌ニ屬セザルモノ
- 四 翻譯ニ關スル事項

五 醫務ニ關スル事項

六 他ノ所掌ニ屬セザル事項

大臣官房中其ノ事務ヲ分掌スル爲第一復員大臣ノ定ムル所ニ依リ部及課ヲ置クコトヲ得

第四條 第一復員省ニ左ノ四局ヲ置ク

總務局

業務局

經理局

法務局

局中局務ヲ分掌スル爲第一復員大臣ノ定ムル所ニ依リ部及課ヲ置クコトヲ得

第五條 總務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 所管行政ノ**綜合**調整ニ關スル事項

二 部外交渉一般ニ關スル事項

三 軍需工業及軍需品（他ノ所掌ノモノヲ除ク）ノ整理ニ關スル事項

第六條 業務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 人事ニ關スル事項

二 復員實施一般ニ關スル事項

三 運輸及通信ニ關スル事項

第七條 經理局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 算、決算、資金、契約及給與ニ關スル事項

- 二 會計ノ監査ニ關スル事項
- 三 衣糧、需品及營繕ニ關スル事項
- 四 國有財産ニ關スル事項

第八條 法務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 司法及刑務ニ關スル事項
- 二 規律ノ維持ニ關スル事項

第九條 各局長ハ勅任ノ、各部長ハ勅任又ハ奏任ノ、秘書官ハ奏任ノ

第一復員官ノ中ヨリ之ヲ補ス

第十條 第一復員書記官ハ專任一人ヲ以テ定員トス

第十一條 第一復員書記官^{（後）}ハ專任九十二人ヲ以テ定員トス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

左ニ掲グル勅令ハ之ヲ廢止ス

陸軍省官制

昭和九年勅令第九十二號

昭和十六年勅令第八百九十八號

他ノ法令中陸軍大臣、陸軍省及陸軍部内ニ關スル規定ハ第一復員大臣、
第一復員省又ハ第一復員部内ニ關スル規定トス但シ第一復員大臣ノ特
ニ指定スルモノハ此ノ限ニ在ラズ

勅令第 號

第一條 第一復員官ハ陸軍教授、陸軍通譯官、陸軍司政長官、陸軍司

政官又ハ陸軍^軍政地教授、第二復員官ハ海軍教授、海軍通譯官、海軍司

司政長官又ハ海軍司政官、第一復員官補ハ陸軍助^教授、陸軍通譯生又

ハ陸軍警部、第二復員官補ハ海軍助^教授、海軍通譯又ハ海軍警部ノ中

ヨリ特ニ之ヲ任用スルコトヲ得

第二條 陸海軍武官内地ノ陸海軍武官ノ職ニ充用セラレハ陸海軍武官

ノ職ニ充用中ノ陸海軍ノ准士官、豫備准士官又ハ下士官ヨリ陸軍將

校又ハ海軍ノ士官、特務士官若ハ豫備士官ニ任ゼラルル場合ヲ含ム

又ハ之ヲ免除セラレタルトハ別ニ辭令ヲ用フルコトナク陸軍將校

ハ第一復員官ニ、海軍ノ士官、特務士官及豫備士官ハ第二復員官ニ、

陸軍ノ准士官及下士官ハ第一復員官補ニ、海軍ノ准士官、豫備准士官、下士官及豫備下士官ハ第二復員官補ニ任ゼラレ又ハ之ヲ免ゼラレタルモノトス但シ第一復員大臣又ハ第二復員大臣ノ特ニ指定スル者ハ此ノ限ニ在ラズ

第三條 第一復員及第二復員部内ノ文官ニ對シテハ陸海軍文官ニ關スル規定ヲ適用ス

前項ノ規定ノ適用ニ關シ必要ナル事項ハ第一復員大臣又ハ第二復員大臣之ヲ定ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス